

入札公告

有田市デジタル防災行政無線整備工事の入札について、条件付き一般競争入札を行うので次のとおり公告する。

令和3年2月1日

有田市長 望月良男

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度・工事番号 令和2年度 第4号
- (2) 工事名 有田市デジタル防災行政無線整備工事
- (3) 工事場所 有田市内 全域
- (4) 工事概要

親局設備	一式
遠隔制御局整備	9局
再送信子局・簡易中継局設備	5局
屋外拡声子局整備	51局
戸別受信機設備	100台
- (5) 工期 令和4年3月31日まで
- (6) 予定価格 金465,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）
- (7) 調査基準価格 金395,675,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）
- (8) 失格基準価格 金325,850,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）
- (9) 施工形態 単体企業
- (10) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事とする。
- (11) 支払条件 前払金 有
中間前払金 有
部分払 有（5回まで）
- (12) 各会計年度における請負代金の支払限度
令和2年度 請負代金の約10%の金額、令和3年度 請負代金の約90%の金額
- (13) 契約の保証 要
- (14) 議会の議決 要

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

単体企業であって、入札書を提出した日から落札業者を決定するまでの間、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- ウ 公告日現在において、有田市の発注する建設工事の入札参加資格を有する者であること。
- エ 有田市建設工事等契約に係る入札参加資格停止等の措置要綱（平成20年有田市訓令第2号。以下「入札参加資格停止措置要綱」という。）に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。
- オ 有田市建設工事等暴力団排除に関する措置要綱（平成22年有田市訓令第47号）に基づく排除措置を受けている期間中でないこと。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続または再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- キ この入札に参加しようとする者との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合
 - ① 複数の単体企業により構成される組合等（以下「組合等」という。）とその組合等を構成する単体企業の場合
 - ② その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- ク 当該企業に在籍している（雇用されている）期間が入札日現在で継続して3か月以上ある、電気通信工事の監理技術者が合計3名以上在籍している者であること。
- ケ 電気通信工事の監理技術者の資格を有する者又は監理技術者補佐の資格を有する者（ただし、当該企業に在籍する期間が入札書提出日において3か月を経過している者に限る。）を当該工事に専任で配置できる者であること。
- コ 建設業法第27条の29第1項に定める総合評定値通知書における電気通信工事の総合評定値（審査基準日が入札書を提出した日時点で有効なもの。以下、「建設業法第27条の29第1項」から「有効なもの。」までを、単に「総合評定値」という。）が1,000点以上の者であること。
- サ 建設業法に基づく電気通信工事の特定建設業の許可を受けている者であること。
- シ 平成21年4月以降に契約を締結し、引渡し完了している国又は地方公共団体等が発注したデジタル同報系防災行政無線整備工事に係る、2億円以上の元請実績がある者であること。なお、「国又は地方公共団体等」とは、中央省庁、都道府県、市町村、特別区、一部事務組合、財産区、地方開発事業団等、地方公共団体が設立した財団法人、法人税法別表第一に掲げる公共法人及び国土交通省令で定める法人とする。共同企業体としての施工実績は2億円以上の元請実績であり、その出資比率が30%以上の者に限る。

3 入札参加手続き等

- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続き等は要しない。
- (2) 仕様書等は、入札参加希望者に無料で次により交付する。
 - ア 仕様書等配布願受付期間
令和3年2月1日(月)から令和3年2月5日(金)
受付期間最終日は午後4時までとする。

イ 交付場所

和歌山県有田市箕島50

有田市役所経営管理部総務課管財係

電話番号 0737-22-3750(管財係直通)

F A X 0737-82-1725

e-mail somu@city.arida.lg.jp

ウ 交付方法

仕様書等の配布は次の①又は②にて行う。ただし、本入札に参加するために必要な要件を満たさないことが明らかな者には配布しない。

①仕様書等配布願(別記第1号様式)に必要事項を記入し、未使用のCD-R(書き換えが可能なCD-RWは不可。)をイの場所まで持参すること。

②仕様書等配布願(別記第1号様式)に必要事項を記入し、イの宛先まで、電子メール(PDF)にて提出した者に、電子メールで送信する。なお、提出した場合は、提出後、イの宛先に到着確認の電話をすること。

(3) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 令和3年2月8日(月)から令和3年2月10日(水)及び令和3年2月12(金)の4日間。受付期間最終日は午後4時までとする。

イ 受付方法 建設工事に係る条件付き一般競争入札(事後審査・郵送方式)実施要領(平成20年10月1日施行。以下「実施要領」という。)に定める質問書により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。(直接持参の場合、受付時間は午前9時から午後4時とする。)

なお、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで提出した場合は、提出後、ウの受付場所に到着確認の電話をすること。

ウ 受付場所 和歌山県有田市箕島50

有田市役所経営管理部総務課管財係

電話番号 0737-22-3750(管財係直通)

F A X 0737-82-1725

e-mail somu@city.arida.lg.jp

エ 回答日 令和3年2月17日(水)

オ 回答の閲覧方法 総務課に掲示し、有田市ホームページ

(<https://www.city.arida.lg.jp/>)内に掲載する。

(4) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

ア 提出期間 令和3年2月24日(水)から令和3年2月28日(日)まで

イ 提出先 〒649-0399

日本郵便株式会社 箕島郵便局留

有田市役所経営管理部総務課管財係 行

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。

(ア) 封筒に入札書、工事費内訳書、技術資料、低入札調査基準価格を下回る応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成15年8月1日施行。)に基づく入札理由書を入れ、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称、建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号及びファクシミリ番号)を記載すること。

(イ) 入札書等は、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(ウ) 入札書等は、提出期間内に到達するように郵送すること。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

エ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札書等の不受理について

実施要領第14条に掲げる入札書等は、不受理とする。

(4) 入札の無効について

実施要領第15条に掲げる入札は、無効とする。

(5) 失格について

実施要領第16条の各号に該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

ア 開札日時 令和3年3月1日(月) 午後1時30分

イ 開札場所 和歌山県有田市箕島46

有田市民会館 第2会議室

- (2) 落札予定について
落札予定日 令和3年3月2日(火)(低入札価格調査が無い場合)
- (3) 入札結果の公表
落札決定の翌日
- (4) 公表方法
開札状況及び入札結果は、総務課に掲示し、有田市ホームページ(<https://www.city.arida.lg.jp/>)内に掲載するものとする。

6 低入札価格調査に関する事項

- (1) 開札後、低入札調査基準価格を下回る応札を行った者は低入札価格調査実施要領に基づく調査を実施する。
- (2) 低入札価格調査基準価格を下回る応札を行った者は、低入札価格調査実施要領に基づく各様式(入札理由書を除く。)を開札後、当日中に4部提出すること。
- (3) 低入札価格調査を受けた者との契約については、次のとおり取り扱うものとする。
 - ア 契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。
 - イ 監理技術者の他に同等の要件を満たす専任の技術者の配置を求めることがある。

7 落札者の決定方法

- (1) 予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者(低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者、又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。)を落札者とする。
- (2) 入札執行者は、(1)の落札者に該当する者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、当該者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

8 留意事項

- (1) 入札の適正な競争性を確保するため、1者のみが参加した入札は取り止めることとする。
- (2) 契約締結後、消費税及び地方消費税の改正税率の適用となる契約については、後日、改正税率による変更契約を行うこととなるので留意すること。

9 封筒の記載例

〒649-0399

日本郵便株式会社 箕島郵便局留

和歌山県有田市役所経営管理部総務課管財係 行

開札日	令和3年3月1日
工事年度	令和2年度
工事番号	第4号
工事名	有田市デジタル防災行政無線整備工事
工事場所	有田市内全域

商号又は名称

建設業許可番号

担当者の所属及び氏名

担当者連絡先（電話番号）

担当者連絡先（ファクシミリ番号）